

料金表【訪問介護】

【介護保険の給付の対象となるサービスの利用料金＝身体介護が中心である場合】

区分	サービス利用時間	サービス利用料 (A)	介護保険からの給付費 (B)	お客様自己負担額 (A-B)
身体介護	20分未満	1,670円	1,503円	167円
	20分以上30分未満	2,500円	2,250円	250円
	30分以上1時間未満	3,960円	3,564円	396円
	1時間以上1時間30分未満	5,790円	5,211円	579円
	以降30分増すごとの加算額	840円	756円	84円

【介護保険の給付の対象となるサービスの利用料金＝生活援助が中心である場合】

区分	サービス利用時間	サービス利用料 (A)	介護保険からの給付費 (B)	お客様自己負担額 (A-B)
生活援助	20分以上45分未満	1,830円	1,647円	183円
	45分以上	2,250円	2,025円	225円

【各種加算】

区分	初回加算 (1月)	緊急時訪問介護加算 (1回)
サービス利用料 (A)	2,000円	1,000円
介護保険からの給付費 (B)	1,800円	900円
お客様自己負担額 (A) - (B)	200円	100円

※1) 当事業所は「特定事業所加算 (Ⅱ)」に該当するため、上記のサービス利用料金に10%の利用料が加算されます。

※2) 上記料金表には1割負担の場合を記載しておりますが、お客様の所得等により負担割合が2割、3割に該当する方もあります。その場合は上記料金表の2倍、3倍の料金となります。(各種加算も同様の扱い) 詳しくは市区町村から交付された「介護保険負担割合証」をご確認ください。

※3) 上記の料金に13.7%「介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)」を乗じた額がお客様の利用料金となります。(四捨五入等により若干の誤差が生じることがあります)

※4) 上記の料金に6.3%「介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)」を乗じた額がお客様の利用料金となります。(四捨五入等により若干の誤差が生じることがあります)

※5) 上記の料金に2.4%「介護職員等ベースアップ等支援加算」を乗じた額がお客様の利用料金となります。(四捨五入等により若干の誤差が生じることがあります)

【介護保険の給付対象とならないサービスと利用料金】

<p>1. 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス サービス利用料は、全額、お客様の自己負担となります。なお、各加算措置も同様です。また、低所得者のお客様等に対する軽減措置はありません。</p> <p>2. 交通費 通常の事業実施地域（北広島市、札幌市厚別区の区域）以外の地域にお住まいの方で、サービスを利用される場合</p> <p>①公共交通機関等を利用する場合： バス、タクシー、鉄道等を利用する実費相当額。</p> <p>②当事業所の車両を使用する場合： 自動車走行距離 (km) × 22円/km ※1キロメートル未満の距離の端数は、四捨五入する。</p>	<p>3. その他のサービス</p> <p>①コピー代 (1枚につき、白黒10円、カラー30円)</p> <p>(1)お客様から特に申し出があった書類を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人別訪問介護記録など <p>(2)介護保険サービスを利用する上で必要な書類は無料です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書 ・重要事項説明書 ・同意書 ・訪問介護計画書など
---	--

料金表【介護予防訪問介護】

【介護予防訪問介護費】（1月あたりのご利用料金）

区分	サービス利用回数	サービス利用料 (A)	介護保険からの給付費 (B)	お客様自己負担額 (A-B)
介護予防	(I) 週1回程度	11,760円	10,584円	1,176円
	(II) 週2回程度	23,490円	21,141円	2,349円
	(III) 週2回を超える程度	37,270円	33,543円	3,727円

【各種加算】

区分	初回加算(1月)
サービス利用料 (A)	2,000円
介護保険からの給付費 (B)	1,800円
お客様自己負担額 (A) - (B)	200円

- ※1) 上記料金表には1割負担の場合を記載しておりますが、お客様の所得等により負担割合が2割、3割に該当する方もあります。その場合は上記料金表の2倍、3倍の料金となります。(各種加算も同様の扱い) 詳しくは市区町村から交付された「介護保険負担割合証」をご確認ください。
- ※2) 上記料金に13.7%「介護職員処遇改善加算 (I)」を乗じた額がお客様の利用料金となります。(四捨五入等により若干の誤差が生じることがあります)
- ※3) 上記の料金に6.3%「介護職員等特定処遇改善加算 (I)」を乗じた額がお客様の利用料金となります。(四捨五入等により若干の誤差が生じることがあります)
- ※4) 上記の料金に2.4%「介護職員等ベースアップ等支援加算」を乗じた額がお客様の利用料金となります。(四捨五入等により若干の誤差が生じることがあります)

【介護保険の給付対象とならないサービスと利用料金】

<p>1. 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス サービス利用料は、全額、お客様の自己負担となります。なお、各加算措置も同様です。また、低所得者のお客様等に対する軽減措置はありません。</p> <p>2. 交通費 通常の事業実施地域（北広島市、札幌市厚別区の区域）以外の地域にお住まいの方で、サービスを利用される場合</p> <p>①公共交通機関等を利用する場合： バス、タクシー、鉄道等を利用する実費相当額。</p> <p>②当事業所の車両を使用する場合： 自動車走行距離 (km) × 22円/km ※1キロメートル未満の距離の端数は、四捨五入する。</p>	<p>3. その他のサービス</p> <p>①コピー代（1枚につき、白黒10円、カラー30円） (1)お客様から特に申し出があった書類を対象とします。 ・個人別訪問介護記録など (2)介護保険サービスを利用する上で必要な書類は無料です。 ・契約書 ・重要事項説明書 ・同意書 ・訪問介護計画書など</p>
---	--